

令和8年度採用

牧之原市会計年度任用職員 募集要項

- 牧之原市役所では、令和8年度採用の会計年度任用職員を募集します。日本国憲法第15条第2項に規定する全体の奉仕者としての性格は、すべての公務員に要求されます。会計年度任用職員は、地方公務員法が適用される一般職の非常勤職員です（地方公務員法第22条の2）。
- フルタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が38時間45分）と、パートタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が38時間45分未満）を募集します。
- 必要な適正の有無等を選考（書類選考、個人面接等）により判断します。
- 令和8年度までに所管課名称や募集人数が変更になる場合があります。

〈I〉受付期間・申込方法等

受付期間	令和8年2月16日（月）から2月27日（金）まで
配布	<ul style="list-style-type: none">申込書類は、牧之原市役所の所管課で配布しています。 <p>【申込書類（配布書類）】</p> <ul style="list-style-type: none">(1)令和8年度採用 牧之原市会計年度任用職員採用申込書(2)エントリーシート <ul style="list-style-type: none">市のホームページからもダウンロードが可能です。
申込方法	<ul style="list-style-type: none">募集要項（本冊子）及び職種別詳細を確認の上、必要事項を漏れなく記入し、持参又は郵送により提出してください。職歴は、令和8年4月1日から過去8年間遡ってください。縦4cm、横3cmの大きさの写真が必要です。1枚の申込書で1職種の申込みが原則です。
提出方法	<p>【持参の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">所管課の窓口まで直接本人がお越しください。 <p>【郵送の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">受付期間最終日<u>必着</u>とします。封筒の表面に「会計年度任用職員申込」と朱書してください。
受付時間	平日の午前8時15分から午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く
提出書類	<p>【申込書類（提出書類）】</p> <ul style="list-style-type: none">(1)令和8年度採用 牧之原市会計年度任用職員採用申込書(2)エントリーシート(3)募集に必要な資格等がある場合は、その写し
提出先	所管課によって異なりますので、職種別詳細で御確認ください。 <p>【榛原庁舎】 〒421-0495 牧之原市静波447番地1 【相良庁舎】 〒421-0592 牧之原市相良275番地 【牧之原市健康福祉センターさんか】 〒421-0422 牧之原市静波991番地1</p>

〈Ⅱ〉 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴・国籍は問いません。
- (2) 以下の地方公務員法第16条の次格条項に該当しない者に限ります。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 牧之原市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 学校及び保育施設等においては、特定性犯罪の前科が無い者

〈Ⅲ〉 職種区分、採用予定人員及び任用期間等 ※職種別詳細参照

- (1) 一会计年度（4月1日から翌年3月31日まで）を超えない期间内の任用です。
- (2) 任用の日から1箇月間は、条件付き任用期间となります（再度の任用の場合も同様）。

〈Ⅳ〉 勤務条件等 ※職種別詳細参照

項目	内容
勤務時間	7時間45分以下で配属先によって異なります。 ※時間外勤務がある場合があります
休憩時間	原則、1時間 ※職種の勤務時間により取得時間は異なります
休日等	○週休日（土曜、日曜） ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○12月29日から1月3日まで ※配属先により休日等が異なります
給与等	牧之原市職員の給与に関する条例に定める行政給料表により初任給を决定します。 决定の際、資格の有無や経験年数等を考慮します。ただし、職種により基礎号給と上限が決まっています。 ※牧之原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、牧之原市会計年度任用職員の給与に関する規則参照 ○パートタイム参考報酬 <ul style="list-style-type: none">（月額）フルタイム参考報酬月額×1週間当たりの勤務時間÷38.75（日額）フルタイム参考報酬月額÷21×（1週間当たりの勤務時間÷7.75）（時間給）フルタイム参考報酬月額÷162.75
手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等を関係例規に基づき支給
休暇	○年次有給休暇 1箇月を超えて任用される場合に20日を限度に1週間の勤務日数等により付与され、1時間ごとに取得が可能です。 ただし、1週間の勤務が2日以下の者は対象外です。 再度の任用の場合、20日を上限に繰越しが可能です。 ○その他休暇 結婚・忌引・病気・産前産後・介護等の特別休暇制度があります。

社会保険	<p>○次の要件を満たす者は、静岡県市町村共済組合の被保険者（短期組合員）・第3号厚生年金保険の被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上 ・賃金の月額が88,000円以上（通勤手当相当額含まない） ・雇用期間が2箇月を超えることが見込まれる ・学生でない
雇用保険	<p>○次の要件を満たす者は、雇用保険の被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上 ・31日を超える雇用が見込まれる
退職手当	<p>○次の要件を満たす者は、退職手当条例の適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7時間45分以上勤務した日（勤務を要しない日及び休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った者で、以後引き続き当該勤務時間勤務することとされている者 <p>※フルタイムで欠勤がなく6月を超えて働く者</p>
公務中や通退勤時の事故等の補償	<p>非常勤職員の公務災害については、静岡県市町総合事務組合の「非常勤職員公務災害等補償条例」により補償されています。</p> <p>※フルタイム会計年度任用職員2年目以降の非常勤職員は「地方公務員災害補償」 ※保育所、児童クラブ等に勤務する非常勤職員は「労働者災害補償保険」</p>
住民税	<p>住民税を毎月給与から徴収（特別徴収）します（法定義務）。</p> <p>※時間給の者を除く</p>
服務	<p>○地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。</p> <p>○副業について、フルタイムは「許可」、パートタイムは「届出」が必要です。いずれも事前に総務課人事係まで御相談ください。</p>

〈V〉 選考（面接日時等）の流れ

(1) 以下の選考により採用を決定します。

- ① 提出していただいた採用申込書、エントリーシートの書類選考
- ② 面接の実施における選考
- ③ 人事評価の総合評価を活用した選考

(2) 面接は、申込み以降に所管課から日時と場所をお知らせします。

(3) 職務適正、コミュニケーション能力等についての個人面接となります。

(4) 現在牧之原市役所で任用されている場合、人事評価の総合結果を来年度採用の合否判定に使用します。

〈VI〉 選考結果の通知

(1) 選考結果は、合否を問わず総務課から文書で通知します。

(2) 電話、Eメールでの問合せには、一切応じません。

〈VII〉 採用について

- (1) 選考結果通知に、提出物の依頼がありますので期限までに総務課に御提出ください。
(2) 次の場合は合格を取消し、採用しません。

- ① 応募資格がないことが判明した場合
- ② 申込書等の記載事項に虚偽や不正があることが判明した場合
- ③ 免許、資格等を必要とする職種について、当該免許、資格等を取得していない場合や当該免許資格等が取り消されている場合
- ④ 実務経験を必要とする職種について、実務経験が確認できない場合
- ⑤ 提出物の提出が期限までに確認できない場合

- (3) 採用年月日は、令和8年4月1日です。
(4) 事情により、採用を行わないことがあります。

〈VIII〉 その他

- (1) 今後の予算状況等により、採用予定人数が変更又は取り消される場合があります。
(2) 提出書類及び面接時に取得した個人情報は、採用選考、採用事務及び採用後の人事管理以外の目的には一切使用しません。
(3) 提出された書類は、返却しません。
(4) 採用申込書類は必ず本人が作成してください。
(5) 他職種への配属希望を「有」にされた者は、別途、連絡させていただく場合があります。

